

(別紙)

令和6年度クールビズ（夏季の軽装）について

1. 趣旨

消費電力量が増大する夏季において、節電・省エネルギーの取組の一つとして、夏季の冷房は例年と同様、室内温度28度を目安に設定し、執務室での服装は暑さをしのぎやすい軽装とする。

2. 実施期間

5月1日～10月31日

3. 実施内容と配慮事項

- (1) 上記期間中は、執務上礼儀として不相当と考えられる場合を除き、来庁者に対して不快感を与えないよう留意しつつ、その日の気候や体調に合わせた軽装を行う。

- (2) 地球温暖化対策の一環として取り組んでいることを理解してもらえるように、来庁者の対応にあたっては以下の内容のネームプレートを付けるなど配慮する。



- (3) 各課・室の入口には、別添チラシを掲示し周知を図る。なお、本庁においては掲示スペースが限られることから、通路側の壁面やカウンターなど掲示可能なスペースがある課・室のみ別添チラシを掲示する。

4. その他

本庁においては、デジタルサイネージ等への掲載による取組の周知を別途行う。